

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年5月29日(2014.5.29)

【公表番号】特表2012-508196(P2012-508196A)

【公表日】平成24年4月5日(2012.4.5)

【年通号数】公開・登録公報2012-014

【出願番号】特願2011-535017(P2011-535017)

【国際特許分類】

C 07 F 9/30 (2006.01)

C 07 F 9/32 (2006.01)

C 09 K 21/12 (2006.01)

C 08 L 101/00 (2006.01)

C 08 K 5/5313 (2006.01)

C 07 B 61/00 (2006.01)

【F I】

C 07 F 9/30

C 07 F 9/32

C 09 K 21/12

C 08 L 101/00

C 08 K 5/5313

C 07 B 61/00 300

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年4月11日(2014.4.11)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0032

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0032】

好ましくは、触媒Bは、過酸化水素、過酸化ナトリウム、過酸化リチウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、過硫酸アンモニウム、パーオキソニ硫酸ナトリウム、パーオキソホウ酸カリウム、過酢酸、過酸化ベンゾイル、過酸化ジ-*t*-ブチル及び/またはパーオキソニ硫酸、及び/またはアゾジイソブチロニトリル、2,2'-アゾビス(2-アミジノプロパン)ジヒドロクロライド及び/または2,2'-アゾビス(Ν,Ν'-ジメチレン-イソブチルアミジン)ジヒドロクロライド、及び/またはリチウム、水素化リチウム、水素化アルミニウムリチウム、メチルリチウム、ブチルリチウム、*t*-ブチルリチウム、リチウムジイソプロピルアミド、ナトリウム、水素化ナトリウム、水素化ホウ素ナトリウム、ナトリウムメタノレート、ナトリウムエタノレートまたはナトリウムブチレート、カリウムメタノレート、カリウムエタノレート及び/またはカリウムブチレートである。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0121

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0121】

また、金属、金属水素化物及び金属アルコレート、例えばリチウム、水素化リチウム、水素化アルミニウムリチウム、メチルリチウム、ブチルリチウム、*t*er*t*.-ブチルリ

チウム、リチウムジイソプロピルアミド、ナトリウム、水素化ナトリウム、水素化ホウ素ナトリウム、ナトリウムメタノレート、ナトリウムエタノレートまたはナトリウムブチレート、カリウムメタノレート、カリウムエタノレート またはカリウムブチレートも好ましい触媒 B である。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 1 4 1

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 1 4 1】

適當な塩基は、触媒 B として挙げた金属、金属水素化物及び金属アルコレート、例えばリチウム、水素化リチウム、水素化アルミニウムリチウム、メチルリチウム、ブチルリチウム、t - ブチルリチウム、リチウムジイソプロピルアミド、ナトリウム、水素化ナトリウム、水素化ホウ素ナトリウム、ナトリウムメタノレート、ナトリウムエタノレートまたはナトリウムブチレート、カリウムメタノレート、カリウムエタノレートまたはカリウムブチレート、及び加えて、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、水酸化リチウム、水酸化バリウムである。

【誤訳訂正 4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 1 4 3

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 1 4 3】

アルカリ性加水分解を行うための好ましい塩基（触媒 C ）は、触媒 B として挙げた金属、金属水素化物及び金属アルコレート、例えばリチウム、水素化リチウム、水素化アルミニウムリチウム、メチルリチウム、ブチルリチウム、t - ブチルリチウム、リチウムジイソプロピルアミド、ナトリウム、水素化ナトリウム、水素化ホウ素ナトリウム、ナトリウムメタノレート、ナトリウムエタノレートまたはナトリウムブチレート、カリウムメタノレート、カリウムエタノレートまたはカリウムブチレート、及び加えて、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、水酸化リチウム、水酸化バリウム、水酸化アンモニウムである。好ましくは、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム及び水酸化バリウムが使用される。

【誤訳訂正 5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 2 2 2

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 2 2 2】

例 7

温度計、還流冷却器、強力攪拌機及び滴下漏斗を備えた 1 L の五つ首フラスコ中に、44.7 g (3 モル) のエチル亜ホスホン酸ブチルエステル（例 3 に記載のように製造したもの）及び 15.9 g (3 モル) のアクリロニトリルを仕込んだ。攪拌下に、15 ml のナトリウムブチレート（ブタノール中 30 % 濃度）を、最大 120 の反応温度が調節される速度で滴下する。こうして得られた粗製生成物を真空下に蒸留する。55.4 g (理論値の 91 %) のエチル - (2 - シアノエチル) - ホスフィン酸ブチルエステルが無色の液体として得られた。

【誤訳訂正 6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 2 2 3

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0223】

例8

1 L の内容積を有するループ型反応器に、914 g (4.5モル) のエチル - (2-シアノエチル) - ホスフィン酸ブチルエステル (例7のように製造したもの) 及び 62 g (1.35モル) のエタノールからなる混合物を充填する。ポンプの始動後に、726 g (6.00モル) のエチル亜ホスホン酸エチルエステル及び 318 g (6.00モル) のアクリロニトリルからなる混合物、並びに 193 g (2.61モル) のブタノール中の 22.4 g (0.20モル) のカリウムブチレートの溶液を 1 時間毎に計量添加し、この際、冷水循環を用いて約 40 °C の温度を維持した。あふれた粗製生成物を 30 時間集め、そして反応器から排出された生成物と合わせて 37.1 kg の総量を与えた。水ジェット真空下に蒸留によって低沸点物を分離しそして濾過した後に、生成物を薄膜蒸発器で真空下に蒸留し、そして 29.1 kg (143.5モル) のエチル - (2-シアノエチル) - ホスフィン酸ブチルエステルが得られた。これは、反応器に仕込んだ量を差し引くと、約 970 g / L * h の工率で 93.0 % の P 収率に相当する。この例が示す通り、モノシアノ官能化ジアルキルホスフィン酸エステルの連続式の製造が良好な空間時間収量で可能である。

【誤訳訂正7】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0239

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0239】

例24

180 g (1モル) の 3 - (エチルヒドロキシホスフィニル) - 2 - メチルプロピオン酸 (例17のように製造したもの) 及び 170 g のチタンテトラブチレートを 500 ml のトルエン中で 40 時間還流下に加熱する。この際生じたブタノールを、トルエンの一部と一緒に時折留去する。生じた溶液から次いで溶剤を除去する。184 g (理論値の 91 %) の 3 - (エチルヒドロキシホスフィニル) - 2 - メチルプロピオン酸チタン塩が得られる。

【誤訳訂正8】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項9

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項9】

触媒 B が、過酸化水素、過酸化ナトリウム、過酸化リチウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、過硫酸アンモニウム、パーオキソニ硫酸ナトリウム、パーオキソホウ酸カリウム、過酢酸、過酸化ベンゾイル、過酸化ジ - t - ブチル及び / またはパーオキソニ硫酸であるか、及び / またはアゾジイソブチロニトリル、2,2'-アゾビス (2-アミジノプロパン) - ジヒドロクロライド及び / または 2,2'-アゾビス (N,N'-ジメチレン - イソブチルアミジン) - ジヒドロクロライドであるか、及び / またはリチウム、水素化リチウム、水素化アルミニウムリチウム、メチルリチウム、ブチルリチウム、t - ブチルリチウム、リチウムジイソプロピルアミド、ナトリウム、水素化ナトリウム、水素化ホウ素ナトリウム、ナトリウムメタノレート、ナトリウムエタノレートまたはナトリウムブチレート、カリウムメタノレート、カリウムエタノレート及び / またはカリウムブチレートであることを特徴とする、請求項 1 ~ 8 の一つまたはそれ以上の方法。